



日監第63号
令和元年（2019年）8月14日

日野市長
大坪冬彦様

日野市監査委員 石田等

日野市監査委員 馬場賢司

平成30年度公営企業の資金不足比率 審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定に基づき、審査に付された平成30年度公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見を付します。

平成30年度 公営企業の資金不足比率審査意見書

第1 審査の概要

1 審査の対象

- (1) 下水道事業特別会計資金不足比率（＊）
- (2) 市立病院事業会計資金不足比率（＊）

2 審査の期間

令和元年7月26日から令和元年8月7日まで

3 審査の手続

審査にあたっては、地方公共団体の財政健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定に基づき、市長から審査に付された平成30年度の公営企業会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているか等を主眼として実施した。

第2 審査の結果

1 結論

審査に付された平成30年度決算に基づく公営企業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したところ、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に算定及び作成されているものと認められた。

公営企業の資金不足比率 (単位：%)

	平成30年度	平成29年度	対前年度増減	経営健全化基準
下水道事業特別会計	—	—	—	20.0
市立病院事業会計	—	—	—	20.0

※資金不足比率については、赤字比率「0%」を下回るため「—」表記としている。

第3 意見・要望等

資金不足比率については、前年度と同率で「—」であるが、一般会計からの繰り出しにより支えられているものであり、今後も自助努力による独立採算を目指していただくことを要望する。

*資金不足比率は、公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模（営業収益やそれに相当する収入の額）と比較して指標化し、経営状態の悪化度合いを示すものである。